

「イムギャーパレス 宿泊約款」

(適用範囲)

第 1 条

1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。

1. 宿泊者名
2. 宿泊日及び到着予定時刻
3. その他当ホテルが必要と認める事項
4. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 事前に入金いただいた金額は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 11 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

(宿泊契約締結の拒否)

第 4 条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込が、この約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
7. 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

8. 宿泊しようとするものが、次のイからハに該当するとき。イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」と言う。）同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
9. 当ホテルにおいて、過去に問題を起こされた事があるとき。
10. 当ホテルの利用規則に従っていただけないとき。

（宿泊客の契約解除権）

第5条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められたとき。
3. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
4. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
5. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
6. 喫煙行為、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
7. 当ホテルの利用規則に従わないとき

（宿泊の登録）

第7条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他当ホテルが必要と認める事項
5. 宿泊客が第11条の料金を支払いを、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用期間)

第8条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前11時までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
3. 超過3時間までは、室料金の25%
4. 超過6時間までは、室料金の50%
5. 超過6時間以上は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当ホテルの施設の営業時間

(1) フロント・ キャッシャー等のサービス時間

イ 門限なし

ロ フロントサービス 午前8時～午後8時

前項は、やむをえない場合変更することもございます。また、時間的にサービスが施行できない場合もございますが、前もって宿泊客にそれらの旨を告知し了解を得ている場合その責任は負いません。

(料金の支払い)

第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカードにより、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第12条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについての、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14条

1. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって部屋に備えた金庫に保管されなかった場合については、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては、1万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
2. 客室内に設置されているセーフティーボックスは、その使用法並びに保管物の管理についても使用者の責任において利用するものとします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 15条

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

2.

(駐車場の責任)

第 16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17条

1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2 宿泊客による、当ホテルへの損害が後日明らかになった場合で宿泊客の特定が可能な場合、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

【別表第1】 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

内訳		
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	基本宿泊料金（室料（又は室料+朝食料）） サービス料含
	追加料金	飲食代（又は追加飲食（朝食以外の飲食料））及びその他の利用料金 サービス料含
	税金	消費税

備考：

税法が改正された場合は、その改正された規定によるとします。

【別表第2】 違約金（第6条第2項関係）

		不泊	当日	2日前ま で	3日前～ 7 日前まで	日前まで
一般	12名まで	100%	100%	80%	20%	

（注）1.%は基本宿料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3

利用規則

イムギヤールパレスでは、宿泊約款第9条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルに滞在中に快適にかつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第6条第1項により、客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ベットの中等火災の発生しやすい場所を含む、当ホテル敷地内全域で、喫煙はご遠慮ください。

ホテル内での暖房用、炊事用等の火器はご使用にならないでください。

ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。

1. 動物などその他のペット類一般(但し、盲導犬を除きます。)
2. 悪臭・異臭を発生するもの
3. 著しく多数量な物品
4. 火薬・摘発油等発火又は引火しやすいもの
5. 所持を許可されていない鉄砲、刀剣類、覚せい剤などの薬物
6. その他、他のお客様の安全性を脅かす物件と認められるもの

- ホテル内ではたばこまたは風紀を乱すような行為はなさないでください。
- ホテル内で他のお客様にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、または喧騒な行為はなさないでください。
- 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為はおやめください。
- 他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけするような疾病をお持ちの方のホテル利用はお断りさせていただくことがあります。
- ホテル内の諸設備物品を当ホテルにご相談なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。
- 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
- 客室を当ホテルの許可なしに宿泊および飲食以外の目的にご使用にならないでください。
- ホテル内の営業施設以外の場所に許可なく立入ったり、立入りを強要なさないでください。
- ホテル内に当ホテルの許可なしに飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前をおとりになることはなさないでください。
- ホテル内では当ホテルの許可なしに、広告物の配布、掲示または物品の販売等はなさないでください。
- 廊下やロビー等の場所に所持品を放置なさないでください。
- ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさないでください。
- お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- お忘れ物、遺失物の処理は法令にもとづいてお取扱いさせていただきます。
- ご予約のない場合または宿泊当日のご予約は原則としてお預り金を申し受けます。
- 客室内より外部へのお電話はご利用いただけません。
- ご訪問客と午後10時以後の客室内でのご面会をご遠慮願います。
- 未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願い申し上げます。
- ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたらその都度お支払いください。
- 料金のお支払いは通貨又はクレジットカードによりフロントにてお支払いください。

- ホテル内で撮影された写真等を営業上の目的で公になさることは、法的処置の対象となる場合がありますのでご注意ください。
- ゆかた、パジャマ、スリッパなどで廊下等客室外にお出にならないでください。
- プールへの飛び込みは、安全のため禁止させていただきます。
- 浴室内、及びプールサイドテラスの床は濡れると滑りやすくなっているため、十分ご注意ください。
- 室内の床は、大理石を使用しておりますので、濡れた場合滑る事がありますので、ご注意ください。

2014年5月01日改定